

国土利用計画法の届け出をお願いします

10月は、土地に関する様々な普及啓発活動を行う「土地月間」です。市では乱開発や無秩序な土地利用を防止し、土地の有効利用を図るため、土地取引を行った後に必要となる国土利用計画法の届出について周知を行っています。売買などにより一定面積以上の土地の権利を取得した方は、契約を締結した日から2週間以内に、都市計画課まで忘れずに届出をお願いします。

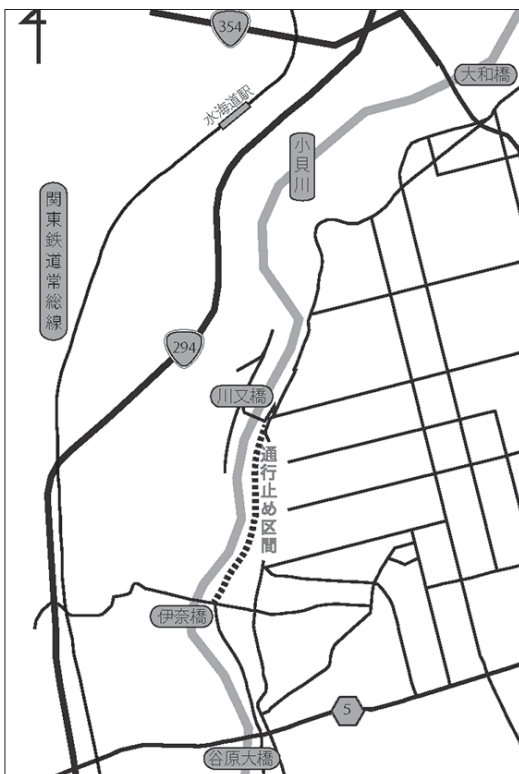
通行止めのお知らせ

小貝川左岸において、築堤工事を実施いたします。

つきましては、本工事が完了するまでの間、通行止めとさせていただきます。

■工事区間

小貝川左岸堤防道路（伊奈橋）



（川又橋下流間）

■工事期間

11月1日（日）～平成28年6月15日（水）

■規制内容

終日全面通行止め

問 国土交通省関東地方整備局

下館河川事務所工務課 ☎

0296・25・2167

■届出の必要な面積

市街化調整区域20000㎡以上、市街化調整区域50000㎡以上

■届出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定など

■届出期限

契約締結日から2週間以内

◎詳しくは都市計画課までお問い合わせください。

問 谷和原庁舎都市計画課 ☎58

2111（内線8163）

つくばみらい都市計画区域マスタープラン 公聴会を開催します

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」（県決定）の作成にあたり、公聴会を開催します。公聴会では、原案に対して、公述人として意見を述べることが出来ます。申し出者が多数の場合は、意見内容を考慮の上、代表者を選考します。

なお、公述申出者がいない場合は、公聴会は開催されません。

▼開催日時：10月30日（金）午前10時30分

▼場所：谷和原庁舎2階 第2会議室

▼申し出方法：意見を述べることを希望する方は、公述申し出期間内に「公述申出書」を

地籍調査のお知らせ

市の今年度の地籍調査対象区域は、左図のとおり予定しています。

地籍調査とは宅地、田畑、山林など土地一筆一筆を土地所有者の立会いのもとで位置、地目、隣地との境界等を確認する調査です。この調査結果が地籍簿や地籍図として記録され、法務局にて法的に保護されます。

これにより市の都市計画事業

【今年度地籍調査事業対象地区】大和田内（字新屋敷・入谷津など）の一部



問 谷和原庁舎建設課 ☎58
2111（内線8181・8180）